

山形県立山形東高等学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止のために

1 はじめに

いじめは、どの学校でも、どの生徒にも関係する問題です。いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むとともに、いじめの防止等を目的として、山形県立山形東高等学校いじめ防止基本方針を策定し、取り組んでいきます。

なお、ここでの「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言います。また、けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し該当するか否かを判断し、好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当します。

2 いじめ防止のための取組

(1) 教職員は次のような姿勢でいじめ防止に取り組めます。

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、平素から教職員全体の共通理解を図ります。
- ② 生徒に対して、機会を捉えていじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ということを学校全体に浸透させていきます。
- ③ いじめとは何かについて、生徒や保護者とも認識を共有します。
- ④ 生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(2) 生徒には次のような力を培い、いじめ防止に取り組めます。

① 培う力

ア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操

イ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度

ウ 円滑に他者とコミュニケーションを図る能力

i) 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決する力

ii) 自分の言動が相手や周囲にどのような影響を与えるかを判断し行動できる力

エ ストレスを感じた場合でも、それを直接他人にぶつけることなく、誰かに相談したり、運動・スポーツや読書などで発散したりするなど、ストレスに適切に対処できる力

オ 自己有用感、自己肯定感

② 学校の取組内容

ア 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業を展開します。

イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、ボランティア活動・読書活動や社会貢献活動などを推進します。

ウ 学級や学年、部活動等での居場所づくりや仲間との絆づくりを推進します。

エ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進します。

オ 一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会や困難な状況を乗り越えるような体験の機会を提供します。

(3) 「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、次のような取組を行います。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報の収集記録及び共有
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時の迅速な情報共有及び組織的対応

* 「いじめ防止対策委員会」メンバー

ア いじめの予防及び対応、重大事態の対処

校内職員：校長、教頭、教務課長、生徒課長、保健課長、年次主任、養護教諭

イ 重大事態の対処

校外関係者：PTA代表、学校評議員、スクールカウンセラー、管理学校医

* 「いじめ防止対策小委員会」

校長・教頭・生徒課長・年次主任と、保健課長・該当学級担任・該当部活動顧問

生徒課職員・養護教諭を事案により加える。

(4) 以下のような、生徒の主体的な取組によって、いじめを防止します。

- ① 生徒会によるいじめ撲滅の宣言
- ② その他いじめ防止等に資する生徒会活動

(5) 家庭・地域と連携し、社会全体で生徒を見守ります。

3 早期発見のための取組

(1) 教職員は「いじめ」を見逃さず、気づく努力と工夫を重ねます。

- ① 生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や信号を見逃さず、教職員が情報を共有し、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ② 生徒がいじめについて相談しやすい環境づくりのために、「いじめ実態調査アンケート」を年2回（6月、11月）実施します。
- ③ 二者面談や家庭訪問の機会を充実させ、生徒がいじめについて相談しやすい環境づくりに努めます。
- ④ 日頃から、学校の相談窓口を周知し、一人で悩まず相談することの大切さを訴えています。
- ⑤ 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

4 教育的諸課題等から特に配慮が必要な生徒についての取組

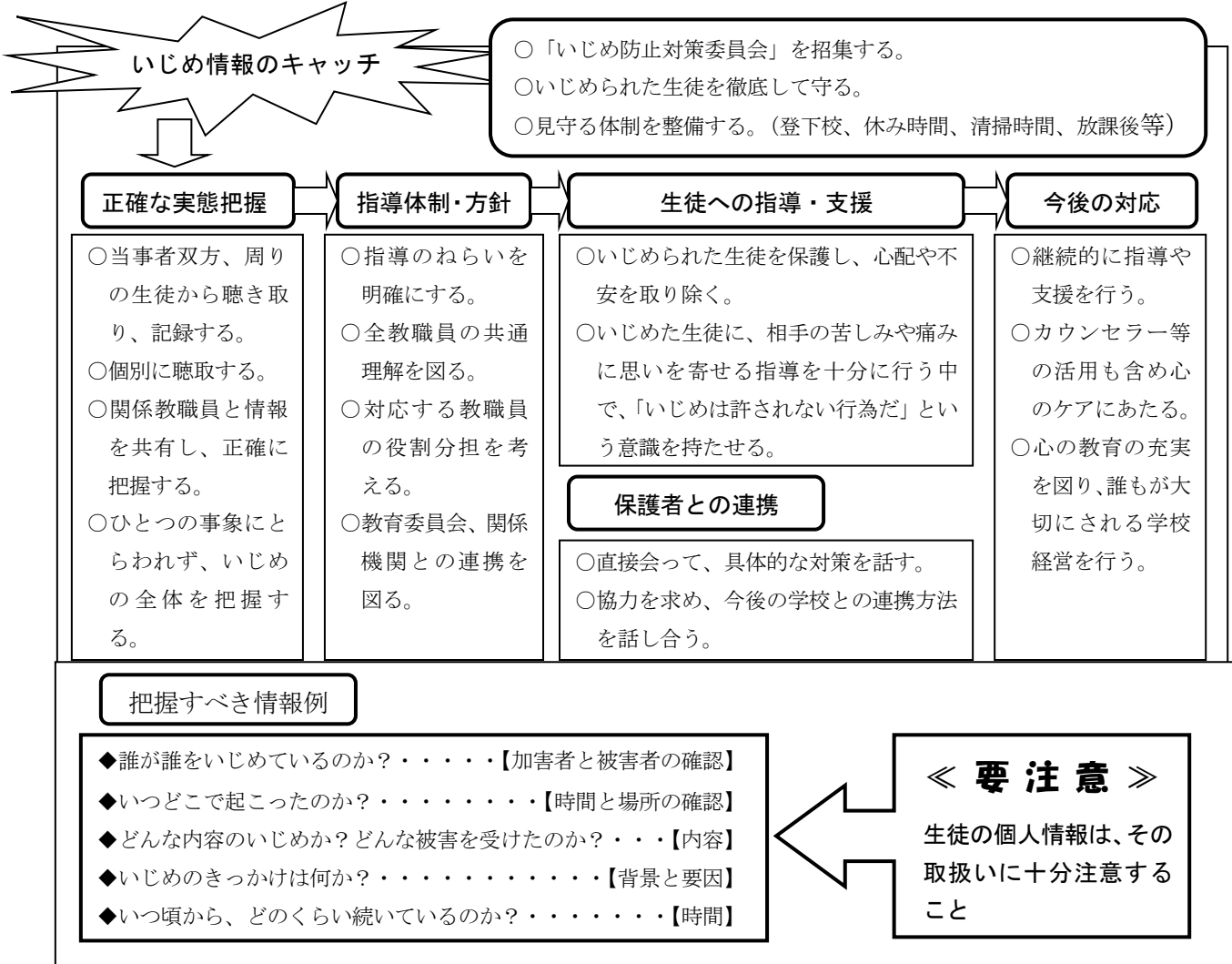
(1) 学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行います。

- ① 発達障がいを含む、障がいのある生徒
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の生徒
- ③ 性的指向及びジェンダーアイデンティティに係る生徒
- ④ 被災生徒

II 対応策

5 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) いじめの情報をつかんだら、下の図をもとに、迅速に対応します。



6 ネット上のいじめへの対応

(1) 「ネット上のいじめ」の実態を理解し、情報モラル教育を推進します。

(2) 「ネット上のいじめ」やインターネットの利用について、各家庭で話し合う機会を設けるよう働きかけます。

【情報モラル教育の具体的内容】

- ① 掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。特に、書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③ 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながる。

インターネット上のいじめについて

(1) インターネット上のいじめ

- ① 「ネット上のいじめ」とは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。
- ② インターネット上のいじめの特徴
 - ア 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
 - イ インターネットの持つ匿名性から安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるなど生徒が行動に移しやすく生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
 - ウ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
 - エ 保護者や教師などの身近な大人が、生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しく、外部からは見えにくい。また、生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。
- ③ このようなインターネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組みを行う。

(2) インターネット上のいじめの類型

- ① 手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際はこれらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。
 - ア 掲示板・ブログ・プロフィール
特定の生徒の誹謗・中傷の書き込み、個人情報を無断で掲載したり、その生徒になりすまして、インターネット上で活動を行ったりするもの。
 - イ 電子メール
特定の生徒に誹謗・中傷のメールを繰り返し送信したり、「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信したり、クラスメイトになりすまして誹謗・中傷などを行ったりするもの。
 - ウ SNS
SNSのグループから外したり、わざと返信しなかったりするなどのやり方で、ネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行うもの。

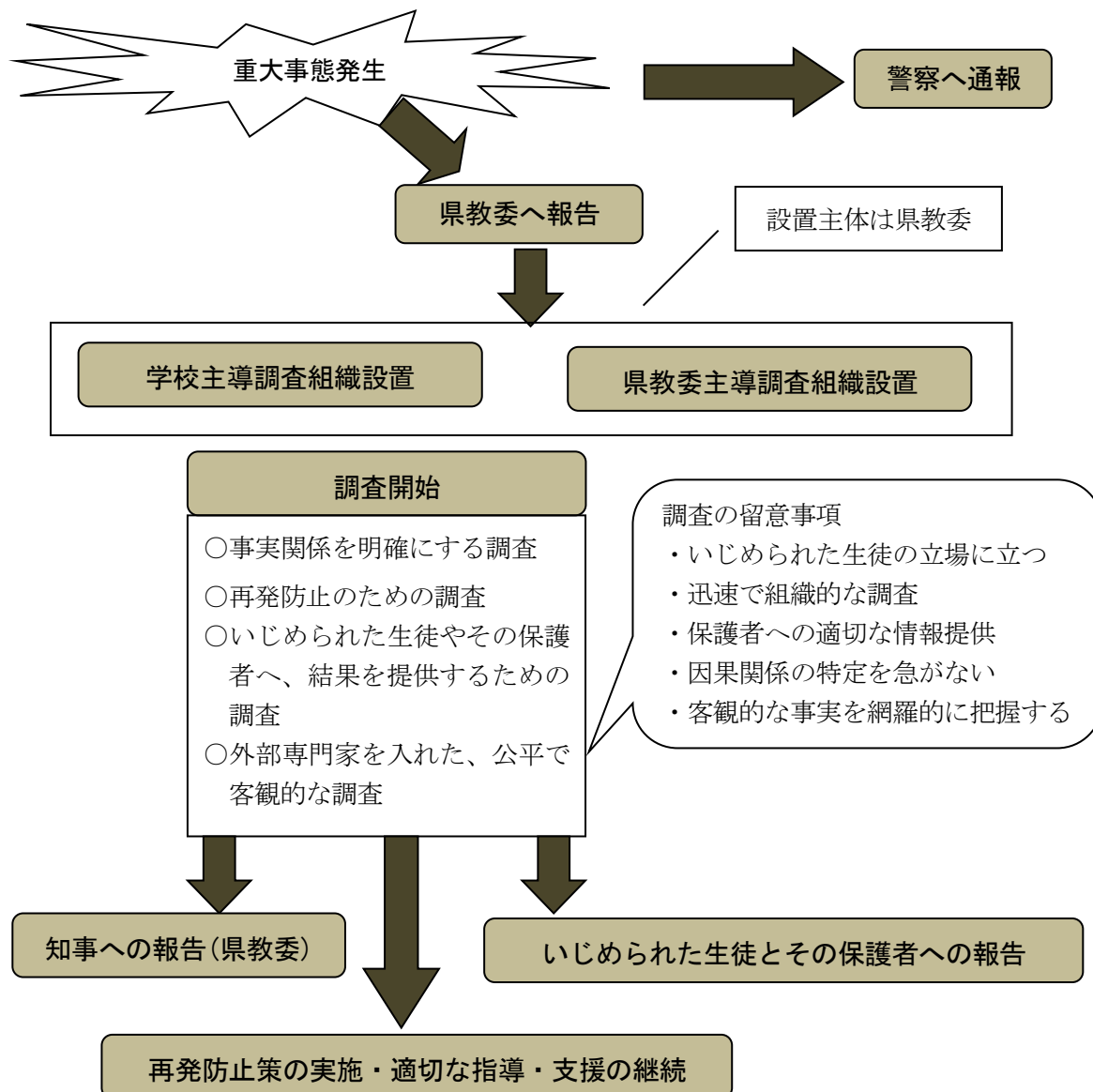
7 重大事態への対処

重大事態の意味とは？

- ① いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時
 - 生徒が自殺を図った場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより、当該生徒が「相当の時間」（年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合にはこの限りではない）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時

生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった時には、予断を持たずに重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

重大事態発生後の対応



自殺の背景調査を行う際の留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保ちつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。この調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、該当生徒をもっとも身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意の上で行う。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決め付けたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
- 関係があった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

8 いじめの解消の判断

少なくとも次の（１）（２）の両方の要件を満たした場合いじめの解消と判断します。

（１）「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）。

（２）「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

9 点検・評価と不断の見直し

いじめ有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、その実態を把握し対応したかPDCAサイクルで検証し、改善に取り組みます。